

2026年6月16日

各 位

会社名 SAAF ホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸  
(コード：1447、東証グロース)  
問合せ先 上席執行役員経営管理本部長 宗 宮 伸 英  
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

(開示事項の経過) 株主による臨時株主総会招集請求に対する  
当社の意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月15日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）より、会社法第297条第1項の規定に基づく臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2026年6月10日付「臨時株主総会招集請求書」）を2026年6月11日に受領いたしました。

本請求に対する現時点における当社の意見について、下記のとおりお知らせいたします。なお、株主の皆様には2026年6月5日付「第8回定時株主総会招集ご通知」でお伝えいたしましたが、当社は2026年6月29日に、第8回定時株主総会を開催いたします。

記

当社としては、前氏による本請求は、以下の理由から、当社の取締役の定員（7名）を超えて当社の取締役を選任することを株主総会の目的事項とするものであり、定款に違反する違法なものであると考えております。

<理由>

2026年6月12日付「(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分命令決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、東京地方裁判所は、2026年6月2日、当社取締役である左奈田直幸を申立人、当社および前氏提案取締役候補者（注）を債務者とする、前氏提案取締役候補者が当社の取締役および代表取締役の地位にないことの仮処分の申立てを相当と認め、前氏提案取締役候補者が当社の「取締役および代表取締役の地位にないことを仮に定める」との内容の決定をし（以下「本仮処分決定」といいます。）、これに対して前氏提案取締役候補者が行った保全異議の申立てに対しても、東京地方裁判所は、2026年6月10日に、当該保全異議の申立てを認めず本仮処分決定を認可する旨の決定（以下「本決定」といいます。）をいたしました。

(注) 2026年5月12日に開催された、当社の株主である前氏の招集に係る当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において選任されたと主張されている7名の新取締役候補者を意味します。なお、当社は2026年5月12日付「臨時株

主総会決議ご通知および当社の対応に関するお知らせ」等でお知らせしましたとおり、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議は法令および定款に違反し、不存在・無効または取り消されるべきものであると考えており、仮処分手続においては、そのような主張をしておりました。

東京地方裁判所は、本決定の理由の中で、本臨時株主総会時の取締役7名の解任決議は取り消されるべきであり、当該取締役7名は、なお当社の取締役としての地位を有するものというべきであると説示しています。当社は、本決定を踏まえ、前氏による本請求が、当社の取締役の定員（7名）を超えて当社の取締役を選任することを株主総会の目的事項とするものであって、定款に違反する違法なものであると考えております。

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上